

別紙2 活用推進計画を定めたときの公表の様式

漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）の策定について（公表）

令和8年1月30日
三崎漁港漁港管理者
代表者 黒岩 祐治

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第41条第1項の規定に基づき、別添のとおり三崎漁港に係る活用推進計画を定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。

漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

- 「法」 : 漁港及び漁場の整備等に関する法律
 「活用推進計画」 : 漁港施設等活用事業の推進に関する計画（法第41条第1項）
 「実施計画」 : 漁港施設等活用事業の実施に関する計画（法第42条第1項）
 「認定計画実施者」 : 実施計画を認定したときの実施計画の認定を受けた者（法第43条第4項）

1 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

漁港管理者名	神奈川県	漁港名	三崎漁港	漁港種別	特定第3種
都道府県名	神奈川県	市町村名	三浦市		
漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針					

三崎漁港は、三浦半島の先端に位置し、西側は相模湾、東側は東京湾、南側は太平洋に面している。昭和初期には、まぐろ類の水揚げでは全国有数の漁港となり、遠洋まぐろ漁業の基地として栄え、「三崎のまぐろ」の名は全国に知れ渡るようになった。

また、三浦半島近海、伊豆七島海域を漁場とする沿岸漁船の根拠地でもあり、近年、養殖マダイ等の活魚の水揚地にも利用されており、東日本方面への活魚供給中継基地としての役割も担っている。

近年、資材価格や燃油価格の高騰による漁業操業のコスト上昇と魚価の低迷のため、特に漁場が遠い遠洋・沖合・沿岸漁業の経営が打撃を受け、廃業する漁業者も出ている。三崎漁港の水揚げ量は減少が続いていること、水産物の流通拠点としての地位低下と地域経済への影響が懸念されている。

このため、神奈川県が推進する三浦半島魅力最大化プロジェクト及び海業の方向性に沿って漁港施設等活用事業を実施することにより、水産業の振興と地域の活性化を図ることとする。

観光資源としての漁港を活用した交流促進事業及び附帯事業を行うことにより、漁港の賑わいを創出し、観光客の平均消費単価の増加・滞在時間の拡大を図る。また、城ヶ島西部地区の再整備や二町谷地区におけるリゾート計画、プレジャーボートの誘致など、官民連携による海業の取組みなどが進められていることから、このような民間事業者と連携した地元の主体的な取組み等に対して支援をすることで、新たな観光需要の呼び込みを図る。

漁港施設等活用事業の実施予定地は本港環境整備施設及び本港特別泊地（水域施設及び特定目的岸壁）である。

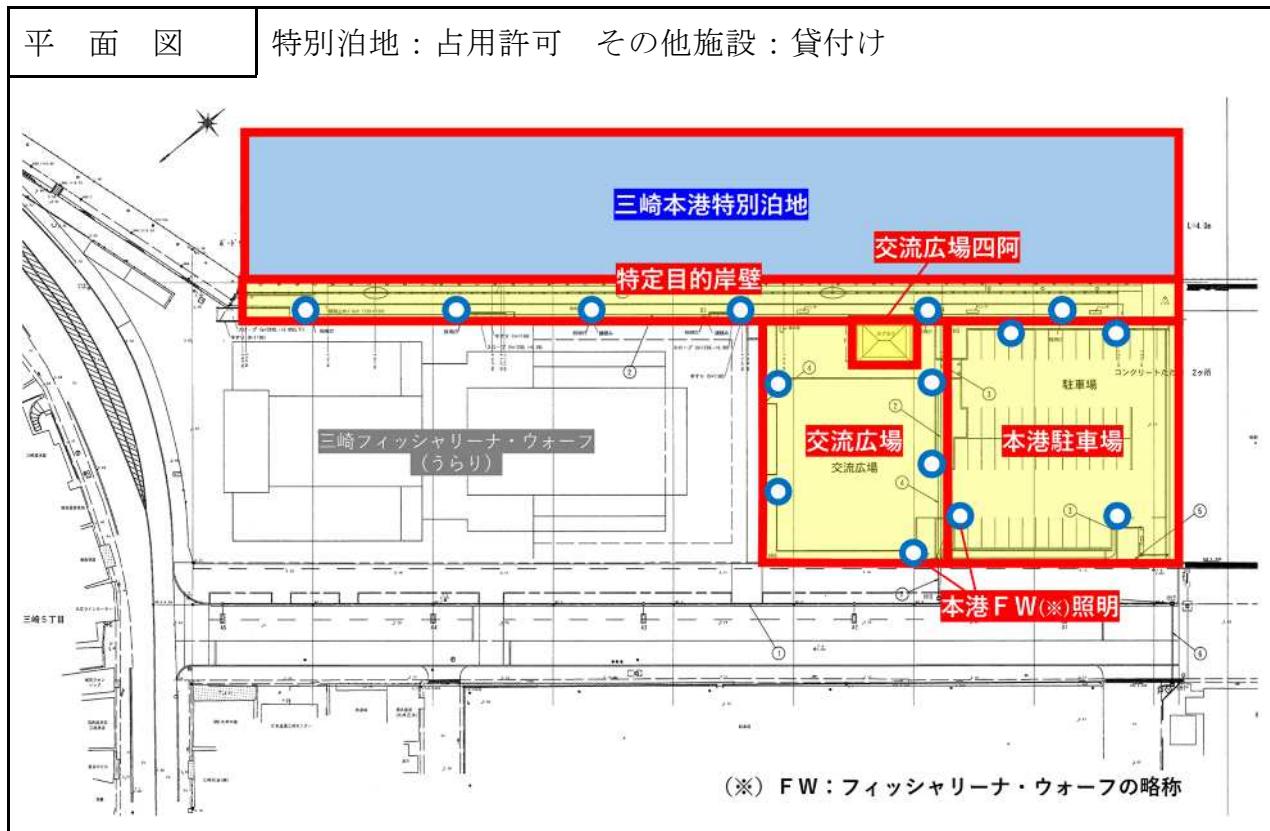
これらは本来の用途を変更することなく、海業の機能を付加する方向で施設の活用を図ることにより、本来の機能維持・保全及び増進を図る。

漁港施設等活用事業の実施に当たっては、官民連携により海業を推進する三浦市と連携し、市が推進する三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト（新海業プロジェクト）に沿って利活用を図ることとする。原則として本プロジェクトと整合しない漁港施設の貸付け・占用は認めない。

2 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間

実 施 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）
求められる事業内容	<p>水産業と観光・商業の機能を併せ持つ集客施設である三崎フィッシャリーナ・ウォーフ「うらり」を運営する機関等と連携し、次に記載の範囲内で事業を実施する。</p> <p>なお、漁港施設は公の施設であることから、事業実施に当たっては利用者の平等利用が確保されるように努めること。</p> <p>(1) 交流の促進に関する事業</p> <p>観光資源としての三崎漁港の活用を図り、みなとの賑わいを創出するため、プレジャーボート受入事業を実施する。</p> <p>なお、プレジャーボート受入事業は、漁船とその他船舶の利用調整等を通じた漁港の利用効率化と受入船舶（プレジャーボート）の拡大に資するものであり、既存の交流事業及びその関係者（市場見学、遊漁・釣り堀、マリンレジャー、観光船、渡船、教育機関等）と連携して行うこと。</p> <p>(2) 附帯事業</p> <p>水産業と観光・商業に附帯して、駐車場運営事業を実施する。</p> <p>なお、地域住民の活動・交流の場として、現行の交流広場又はそれと同等のオープンスペースを確保すること。</p>

3 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地



4 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定されている漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

① 漁港全体の適正な利用の考え方

水産物陸揚岸壁は水産物陸揚げの利用に供する。商工貨物陸揚岸壁は燃料等商工貨物の積み降しの利用に供する。出漁準備岸壁は漁船の出漁準備の利用に供する。また、遠洋漁船の出港待機の利用を認める。休けい岸壁は漁船の休けい又は整備の利用に供するほか、支障のない範囲で、船舟の一時的利用を認める。特定目的岸壁はヨット及びボートの一時停係泊の利用に供する。船揚場は沿岸漁船の船揚げの利用に供する。

泊地は船舟の停係泊の利用に供する。原則としてヨット及びボートの利用は認めない。荒天時を除き、係留施設前面泊地での錨泊は、原則として認めない。一部の水域は、船舟の利用に支障のない範囲で水産動植物の蓄養、試験及び研究の用に供する。避難泊地は主として船舟の避難の一時的利用に供する。泊地の一部はヨット及びボートの停係泊の利用に供する（二町谷泊地については、ヨット及びボート以外の船舟の停係泊可）。

航路は他の船舟に危険を及ぼす航行及び船舟の航行の安全を妨げる行為は禁止する。危険防止のため、航路及びその他の水域でのミニボート、カヌー、水上オートバイ等の航行は禁止する。

その他一部の水域は、地元沿岸漁船の利用、船舟の航行に支障のない範囲で水産動植物の蓄養殖の用に供する。

道路は路面を損傷するおそれのある車両の通行は禁止する。通行車両の安全確保のため、路面の凍結、積雪等により車両の通行を禁止することがある。

漁港施設用地は、漁港機能施設用地等の区分ごとに、それぞれの利用目的に応じた利用に供する。

漁港施設の保全及び漁港機能の向上を図るため、漁港施設への漁港関係者及び漁港管理者が認めた者以外の一般車両の進入を原則として禁止する。一部の漁港施設については、事故防止のため漁港管理者及び漁港管理者が認めた者以外の者の立入りを禁止し、立入りを防止するための施設の適切な維持管理を行う。

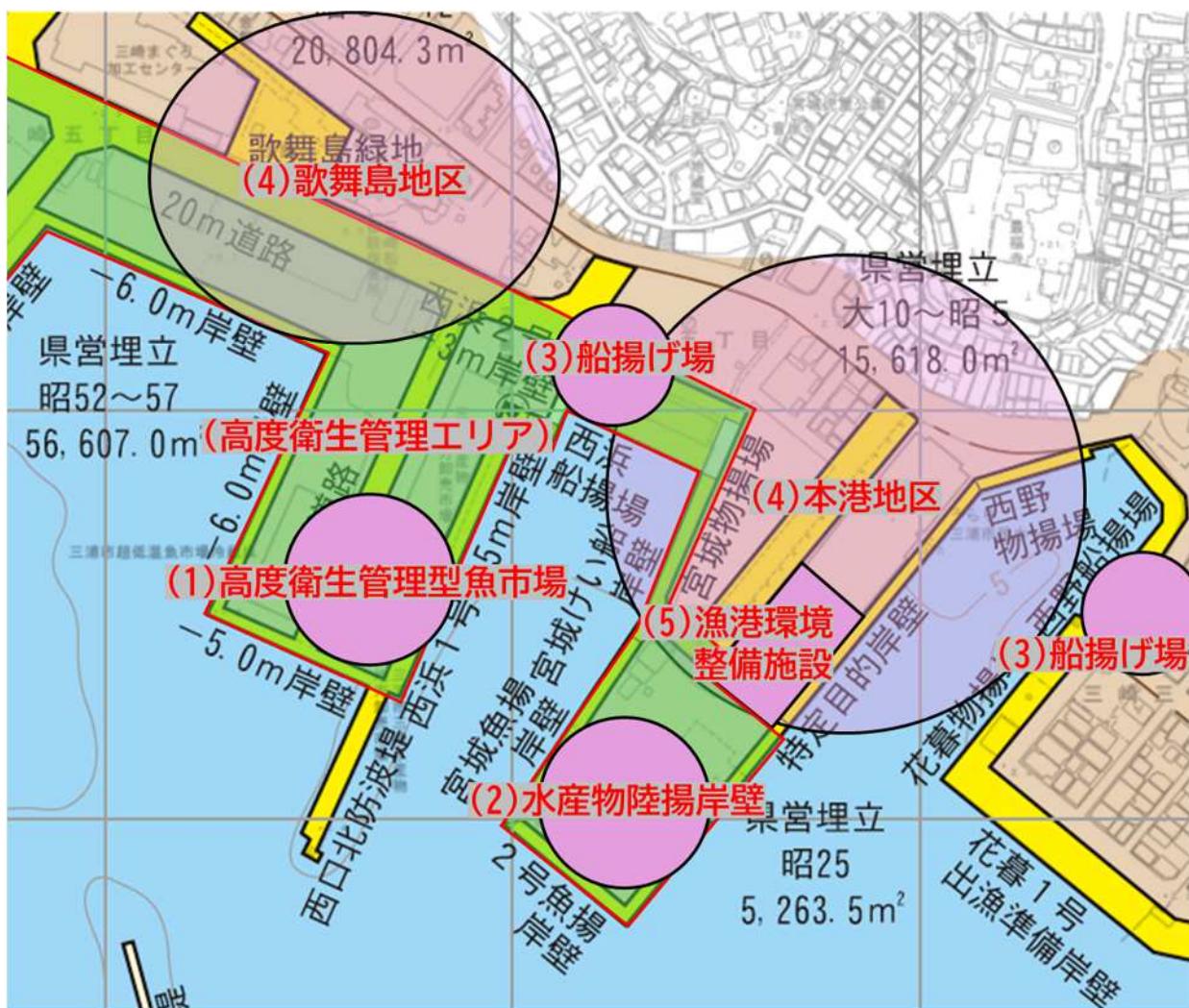
緊急時の措置として、地震、台風等により異常事態の発生のおそれがあり、船舟の保全及び漁港の管理上支障が認められる場合並びに漁港管理者が必要と認める場合には、漁港施設の利用等について禁止又は制限する。

② 漁港施設の円滑な利用の確保に関する事項

(1) 三崎地区高度衛生管理基本計画に基づく高度衛生管理エリアでは特定漁港漁場整備事業計画に基づき高度衛生管理型魚市場をはじめ、生産・流通の拠点施設が整備される。

実施計画の策定に当たってはこれらの計画との整合性に留意の上、高度衛生管理エリアに接続する場所では、観光客の動線管理や一般車両の進入制限区域の設定等の措置を講ずること。

- (2) 水産物陸揚岸壁に接続する場所は、当該岸壁が水産物陸揚げの利用に供される時間帯は観光客の立入りを禁止するなど、水産業の利便性を阻害しない措置を講ずること。
- (3) 船揚げ場には立入ることのないよう観光客に周知するほか、物理的に動線を誘導（確保）するなど、漁港施設の利用に支障をきたさないための措置を講ずること。
- (4) 本港地区から歌舞島方向へ向かうルートについては、漁業者と観光客の経路を分けるなどの配慮をすること。
- (5) 漁港環境整備施設は、平常時は地域住民の活動・交流の場として機能するものであることから、利用者（高齢者）の安全性や快適性に配慮したユニバーサルデザインの導入、周辺環境や景観と調和のとれたオープンスペースを確保すること。



③ ~~漁業権の内容たる漁業との利用の調和に関する事項~~

5 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項

① 漁港の利用者の安全の確保に関する事項

- (1) 台風、波浪、高潮、地震、大雨等の情報を把握し、防災に関する適切な対応を行うこと。
- (2) 利用者の適切な救助、誘導を行うこと。
- (3) 災害発生により被害が生じた時は東部漁港事務所へ迅速な連絡を行うとともに、必要があれば、消防署、警察署、横須賀海上保安部等関係機関への速やかな連絡を行うこと。
- (4) 被害状況の把握に努め、当事者の確認や写真撮影など記録の保管その他適切な処理を行うこと。
- (5) 簡易な現状復帰を行うとともに被害状況について東部漁港事務所へ適宜連絡を行うこと。
- (6) 本港特別泊地においては、施設利用に係る利用方法の指導や注意喚起、係留場所や係留方法に関する艇の誘導、艇の安全な出入港及び係留、利用者への必要な指導など、艇及び利用者の安全確保のほか、艇の安全な係留のための指導、補助を行うこと。
- (7) 特定目的岸壁は、災害時には認定計画実施者の協力を得て、緊急物資を受入れるために使用する。
- (8) 地震、台風等により異常事態の発生のおそれがあり、船舟の保全及び漁港の管理上支障が認められる場合並びに漁港管理者が必要と認める場合には、認定計画実施者の協力を得て、漁港施設の利用等について禁止又は制限することができる。
- (9) 災害や事故などの緊急時に備えた運用マニュアル等を、漁港管理者及び関係者と協議の上作成し、適切に運用すること。

② 環境との調和に関する事項

- (1) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄に当たっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。
- (2) 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組みを推進すること。
- (3) 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- (4) 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、事業に従事する者に対する教育及び学習の推進に努めること。
- (5) 施設の活用に当たっては、藻場の造成や親水護岸、緑陰のある広場環境の維持など、自然環境や生態系、生物多様性に配慮すること。

③ 漁港の保全上特に配慮すべき事項

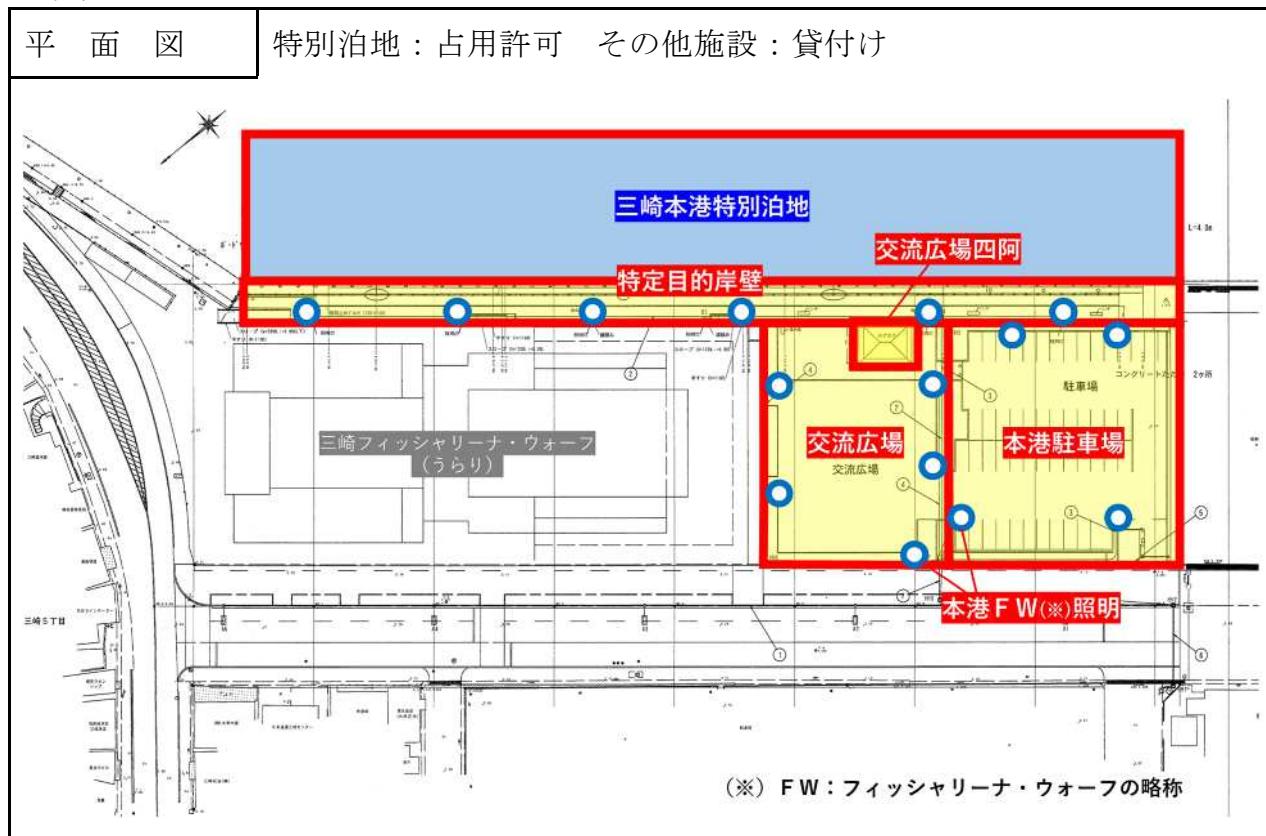
- (1) 認定計画実施者は、貸付け又は占用場所、工作物及びそれらに付属する物品（以下「貸付け施設等」）について、常に善良な管理者の注意をもって維持管理・運営すること。
維持管理・運営に係る業務は、実施計画に規定のある場合及び知事が特別の事情があると認める場合を除き、他の第三者に委託し、又は下請人を使用してはならない。当該委託者等を変更しようとするときも同様とする。
- (2) 貸付け施設等に係る権利は、実施計画に規定のある場合及び知事が特別の事情があると認める場合を除き、これを他の者に譲渡し、又は担保に供し、若しくは転貸してはならない。
- (3) 認定計画実施者は、前々号に定める委託者等及び前号に定める転貸者等の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責に帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、認定計画実施者の責に帰すべき事由とする。
- (4) 認定計画実施者は、貸付け施設等に自己の権原により附属させた物を担保として提供しようとするときは、国又は地方公共団体の承諾を得なければならない。
- (5) 漁港管理者は、漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めた場合において、その必要な限度で認定計画実施者に対し、質問をし若しくは報告を求め又は帳簿書類その他の物件を調査することができる。
- (6) 認定計画実施者は、貸付け施設等を経年劣化の範囲を超えて損傷したり汚したときは、速やかに漁港管理者に報告し、指示を受けて自己の負担により現状に回復しなければならない。

④ その他

- (1) 漁港施設の貸付料及び漁港区域内の水域の占用料に関する料率や条件、徴収方法等は、公有財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例、神奈川県公有財産規則及び神奈川県漁港管理条例その他の神奈川県条例・規則等に定める料率等によるものとする。
- (2) 貸付け又は占用期間中に実施計画を変更する必要が生じたときは、事前に漁港管理者と協議しなければならない。
- (3) 漁港管理者が、公益上の理由により活用推進計画に変更が生じる場合や、公益上やむを得ない必要が生じた場合において、貸付け場所等を認定計画実施者以外の者の利用に供すべきことを求めたときは、これに応じなければならない。この場合、漁港管理者は認定計画実施者に対し、事前に協議及び勧告する。
- (4) 貸付契約時において貸付区域内の土地に存している占用物件の扱いについては、占用許可を受けていた者と貸付けを受ける者が協議の上適切に決定するものとする。

別紙1 活用推進計画の様式

6 漁港施設の貸付け又は水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用に関する事項



(貸付けをしようとする漁港施設の詳細と貸付期間)

※面積等は概数

施設名	漁港施設の種類	施設所有者	数量	貸付期間
交流広場	土地、工作物	神奈川県	1,332.30 m ²	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日
交流広場四阿	工作物	神奈川県	61.60 m ²	同
本港駐車場	土地、工作物	神奈川県	1,540.00 m ²	同
特定目的岸壁	土地、工作物	神奈川県	1,089.20 m ²	同
本港FW照明	工作物	神奈川県	15基	同

(占用をさせようとする漁港の区域内の水域)

水域名	面積 (m ²)	占用の期間
三崎本港特別泊地	3,100.00 m ²	令和8年4月1日～令和9年3月31日

（占用をさせようとする漁港の区域内の公共空地）

公共空地名	面積（m ² ）	占用の期間

7 漁港水面施設運営権の設定に関する事項

① 認定計画実施者への漁港水面施設運営権の設定	
② 漁港水面施設運営権を設定しようとする水域	
③ 平面図	

8 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を用いないこととなつた場合における当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置に関する事項

（1）漁港施設等活用事業の実施期間が満了したとき、若しくは漁港施設等活用事業を廃止したとき、又は実施計画の認定の取消しを受けたときは、認定計画を実施した者の負担により速やかに工作物を除去するとともに、貸付け場所等を原状に回復した上、その旨を遅滞なく届け出ること。

（2）原状回復措置の実効性を確保するため、認定計画実施者は、県内に引き続き2年以上住所（法人にあつては、事務所の所在地）を有する者を連帯保証人として立てること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ・認定計画実施者が国又は地方公共団体その他公共団体である場合
- ・貸付料等を全額前納する場合
- ・その他知事が特に認める場合

（3）漁港施設等活用事業の実施期間の満了時に、活用推進計画に定めた実施期間の範囲内で継続して事業を実施する場合、実施期間の満了前に認定計画実施者が経営を譲渡する等の場合、その他活用事業施設そのものを漁港施設の一部として引き継いだ方が、当該時点以降における漁港施設としての用途に適している場合、漁港管理者との協議に応じて適切な措置を講ずることができる。